

[事案 2022-298] 契約内容変更請求

・令和 5 年 10 月 6 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2022-297] の申立人の配偶者である

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、市場価格調整を適用せずに解約返戻金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 8 月に契約した積立利率変動型一時払終身保険について、契約時に「物凄く儲かる商品です」と強調され、市場価格調整やその非適用期間についての説明は全く受けておらず、契約時のパンフレットには市場価格調整という言葉すらなく非適用期間についても何も記載されていないので、解約時に市場価格調整を適用せずに解約返戻金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、設計書とパンフレットに記載の市場価格調整の欄を見ながら説明しており、この部分には非適用期間の記載もある。
- (2)申立人が契約時に渡されたと主張する資料は、契約当時に渡したものではなく、平成 24 年 1 月に渡した参考資料である。
- (3)申立人は、注意喚起情報の市場価格調整に関する記載を確認した旨自署している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。